

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年七月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年七月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 田 島 清 志

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 吉田久長秩父線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父市品沢字諏訪脇一〇〇七番一地先 から同市蒔田字大芝一五九三番七地先ま で		区 間
一〇・五三〓三〇・七八	五・八三〓三〇・七八	敷地の幅員 (メートル)
四九九・九二		延 長 (メートル)
		備 考